

平成26年度短期外国出張者報告書簡

氏名	所属庁・官職	出張先
藤原和子	東京地方裁判所判事補 (調査時行政局局付)	フランス・パリ

提出書面

平成27年9月29日付け報告書簡

キーワード欄

- ・フランスにおける欧州人権裁判所の役割
- ・フランスにおける欧州人権裁判所の評価
- ・憲法院の担当者へのインタビュー
- ・コンセイユデタの担当者へのインタビュー
- ・破毀院の担当者へのインタビュー
- ・司法省の担当者へのインタビュー
- ・外務省の担当者へのインタビュー

平成27年9月29日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

東京地方裁判所判事補 藤原和子
(調査時最高裁判所事務総局行政局局付)

フランス共和国内における欧州人権裁判所の役割及びその評価に関する調査結果

標記の件について、平成27年2月8日から同月14日までの間、フランス共和国（以下「フランス」という。）パリ市に出張し、コンセイユデタ（国務院）、破毀院、憲法院、司法省欧州国際部及び外務国際開発省の訪問調査を実施しましたので、別紙のとおり、その結果を整理するとともに、下記のとおり、その概要を報告します。

記

第1 調査内容の概要

現在、アジアにおいては、欧州人権裁判所（以下「欧人権裁」という。）のような、アジア地域で発生した人権問題について判断する裁判機関は存在していない。もっとも、近時、韓国の憲法裁判所判事などから、そのような裁判機関を設立すべきであるとの提言がされており、今後、我が国の裁判官が参加する国際会議等においてそのような裁判機関をめぐる議論がされる可能性がある。そのため、欧人権裁の利点や課題に関し、欧州で最も司法制度が発展している国一つであるフランスにおける議論の有無・内容等を把握すべく、関係機関の担当者に対してインタビューを行った。

第2 調査結果の概要

- 1 欧人権裁がフランスの政策や司法制度、国内裁判所の判断に与える影響は大きいが、フランス国内の各関係機関は、欧人権裁の判断を尊重しており、欧人権裁の存在とその判断にそれぞれ意義を見いだしている。
- 2 欧人権裁の判例には、フランスにおいて、上級裁判所の判断が下級裁判所の判断を拘束するという意味での拘束力はないが、国務院及び破毀院は、欧人権裁の判断に従う姿勢を示しており、また、憲法院も判断が矛盾しないように努力している。さらに、フランスが敗訴した欧人権裁の判決の執行については、国民的な議論が生じたこともあるが、フランス政府は、結果として、これらを全て執行しており、フランスが当事者となっていない他の締結国に対する判決の内容をも尊重して、自主的に、法改正や判例変更が行われることもある。
- 3 欧人権裁とフランスの国内裁判所との間では活発な交流が行われており、訴訟における主張立証の機会以外に、自国の状況や課題を欧人権裁側とやりとりできるメインの機会となっている。
- 4 フランスでは、欧人権裁の判断の影響力は強いが、同時に、欧人権裁に対する評価も高い。その背景には、①ヨーロッパという地域的特色、②欧人権裁と国内裁判所との対話での相互理解がある可能性がある。

第3 備考

本件調査に際しては、訪問先の担当者の方々の外、在仏日本大使館の杉原隆之一等書記官から暖かい配慮と惜しみない助力を頂いた。ここで重ねて謝意を表するとともに、併せて報告する。

以上

フランスにおける欧州人権裁判所の役割及びその評価に関する調査結果

第1 調査内容

1 目的及び視点

(1) 欧人権裁と欧州人権条約（以下「欧人権条約」という。）締結国との関係について
ア 欧人権条約の第2章（Section II）は、欧人権裁の設立、構成及び裁判手続を規定する。なお、欧州評議会¹のメンバーとなるためには、欧人権条約の締結が必要である。

批准国により、欧人権条約が保障する人権が侵害されたと主張する個人は、直接欧人権裁に訴えることができる（欧人権条約33条）。以前は、欧人権条約は、25条において、人権が侵害されたとする個人に対し、人権委員会に申し立ての権利を付与しているが、これは、かつては、締結国が個人申立てを認めることを受諾しているときに限られていた。また、個人申立てができる場合であっても、欧人権裁への申立てを行うかを決定するのは人権委員会である（後に1994年発行の第9議定書により個人に提訴権が与えられた。）が、この場合も、欧人権裁の管轄権を締結国が受諾していることが条件であった。このように、個人申立ての権利及び欧人権裁の管轄権は選択的であったが、1998年、第11議定書の発効により、人権委員会と欧人権裁が統合され、欧人権条約の締結国にとって、個人申立ての権利及び欧人権裁の管轄を受け入れることが義務となった²。これによって、個人は、欧人権条約で規定される人権が締結国によって侵害されている場合、フィルターなく当該締結国を訴えることが可能になり、欧人権裁への申立件数は年々増加し、2013年には6万5900件となった（ただし、配転された件数。European Court of Human Rights-Annual

¹ 欧州評議会の概要については、<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/ce/gaiyo.html> を参照。

² 経緯については、ルチュウス・ビルトハーバー「様々な角度からみた欧州人権裁判所」（立命館法学2009年1号222頁）参照。

*Report 2013)*³。当事者となれば、締結国としては、欧人権裁における訴訟活動を行う必要があるが、欧人権条約が規定する人権の内容は多岐にわたるため、単に行政権による人権の侵害にとどまらず、例えば、欧人権条約6条の公正な裁判を受ける権利（手続の公正や訴訟の迅速性等に關わる）など、司法手続や司法制度上の問題をめぐって訴訟活動が行われることも考えられる⁴。

また、欧人権裁の確定判決には、当事者である締結国は従わなければならぬ（欧人権条約46条1項）が、確定判決自体に国内法を変更する効力等があるものではなく、確定判決の執行は、当事者である締結国自らが行うものとされ、どのような措置を執るべきかについては締結国に任されている。もっとも、当該執行については、欧洲評議会の閣僚委員会の監視に服し（同条2項），敗訴した場合、締結国は、判決の履行状況を報告する義務を負い、当該事件における被害者の回復と同様の違反を防止しあるいは継続的違反を終わらせるための一般的措置が執られたかを審査される⁵。国内の裁判所としても、欧人権裁の判決が出されることによって、判断を変更せざるを得なくなることがあることも想定される。

さらに、当事者となった場合のみならず、他の締結国に対する判決が自国の政策・判断に与える影響も想定でき、加えて、欧人権条約に規定された人権規範は、憲法や国内法に規定される人権規範と重なり合う部分があると思われるため、欧人権裁が国内裁判所に与える影響としては、欧人権条約の解釈にとどまらず、憲法や国内法に対する影響も考えられるところであり、欧人権裁の判断は、広い範囲で影響を与える可能性もある。

イ もっとも、欧人権裁に申立てを行うには、当該締結国における国内手続の法的手段を尽くしている必要性がある（欧人権条約35条1項）。また、欧人権裁の判断のあ

³ 多数の申立てにより、未済事件が増加することを問題視され、2010年、第14議定書の発効により、欧人権裁が、事件を効率的に処理することを可能とする改革がされた。

⁴ 実際に、欧人権裁への申立てのうち、欧人権裁で欧人権条約違反とされたものの約43%が、6条違反を含むものであり、最も高い割合となっている（*Overview 1959-2013 ECHR*）。

⁵ 確定判決の執行については、小畠郁「概説IIヨーロッパ人権裁判所の組織と手続」（戸波江二ほか編『ヨーロッパ人権裁判所の判例』10頁）15、16頁参照。

り方としても、補完性の原理（締結国の国内裁判所が評価権限の行使として行った判断を条約に基づいて判断すること）や評価の余地の理論（人権に対する制約につき、国家に一定の裁量を認める理論）といった考え方に基づくとされ、国内機関の行為がヨーロッパの最低基準を下回ったときに初めて条約による監督を行うとされている⁶。

なお、補完性の原理及び評価の余地の理論は、第15議定書⁷により欧人権条約に明記されることとなった。

また、欧人権裁と締結国の国内裁判所との対話の重要性も指摘される。例えば、第16議定書は、各国の最上位の裁判所が、欧人権条約の解釈や適用について、欧人権裁に勧告的意見を求めることができるというものであり、当該意見に拘束力はないが、これは、欧人権裁と各国裁判所の対話をますます促進させるものと考えられており、欧人権裁のスピルマン所長も、2014年1月31日、司法年度開始式のスピーチにおいて、第16議定書がピラミッドからネットワークへ移行する役割を果たすとしている。

ウ 前記のとおり、欧人権裁の判断が、各国内の政策や司法制度に与える影響は非常に大きいものと思われる。しかし、欧人権裁は、締結国内における最上位裁判所の上に位置する、いわゆる第四審として位置づけられているものではなく、欧人権裁の確定判決の執行においても、閣僚委員会の監視があるとはいえ、具体的な執行は、締結国の自発性にゆだねられている。こうした制度であるにもかかわらず、多くの申立てがされる背景には、制度的に保障された要因以外に、欧人権裁の判断が尊重される理由が存在する可能性がうかがわれる。

そして、欧人権条約に関する欧人権裁の判断が締結国内の裁判所の判断に与える影響も大きいものと思われるが、同時に、欧人権裁は、締結国の裁判官との対話・

⁶ 補完性の原理や評価の余地の理論については、江島晶子「ヨーロッパ人権裁判所と国内裁判所の「対話」？」（『普遍的国際社会への法の挑戦』芹田健太郎先生古稀記念〔信山社、2013年3月〕85頁）88ないし90頁参照。

⁷ なお、本調査時点では、第15議定書及び後記の第16議定書は、いずれも批准国が足りておらず（第15議定書においては全加盟国、第16議定書においては10か国以上の批准が必要），発効していない。

交流を重視する姿勢をとり、欧人権条約としても第16議定書によって勧告的意見を国内裁判所が求めることを定めたところ、欧人権裁と締結国内の裁判所との関係性にも、通常の国際裁判所と国内裁判所の場合とは異なる配慮や影響が存在する可能性があるといえよう。

(2) そこで、条約締結国側から見た場合の欧人権裁の位置づけやその影響、問題点、特に、国内の裁判所、司法制度が欧人権裁からどのような影響を受けているのか、欧人権裁と国内裁判所との関係について調査することとし、具体的には、仏人権宣言等、人権についての長い歴史を持ち、また、欧州評議会の原加盟国であり、欧人権条約の起草にも大きな役割を果たしたフランスにおいて、関係各機関にインタビューをすることにより、フランス国内からみた欧人権裁の役割、問題点及び欧人権裁と国内裁判所との関係等を調査することとした。

2 対象及び方法

(1) フランスにおける欧人権条約の位置づけ

ア フランスは、欧州評議会の原加盟国であり、1974年に欧人権条約を批准した。フランスが欧人権条約を批准するまでに時間がかかった背景としては、フランスが、法が一般意思の表明であるとして、国民主権原理に基づく法律優位の法制度を確立し、第五共和制当初、国民主権を根拠として批准に消極的であったとの指摘がある⁸。なお、フランスが個人申立権と欧人権裁の管轄権を受諾したのは、1981年であった。

イ フランス第五共和制憲法においては、適法に批准され公示された条約は、法律に優位すると定められており（55条）、欧人権条約は、フランス国内の法律に優位することになる。フランスの裁判所においては、長い間、同条について、条約と法律が抵触した場合は、後法優位の原則に従って、より新しい法規範を適用すべきであると解釈されてきたが、判例が変更され、1989年以降は、条約が法律に優位となること

⁸ 建石真公子「フランスにおける人権概念の変容と国際人権法—法律に優位する「基本権」としての憲法と人権条約の並存？」（法律時報80巻5号66頁）68頁

が確立された⁹。また、欧人権条約は、国内法として直接適用可能な条約と解されている¹⁰。

ウ *European Court of Human Rights-Annual Report 2013*によると、欧人権裁において、フランスを相手とする申立件数は、2013年は1538件¹¹、2012年は1344件、2011年は1594件であり、対人口比でみると約0.0025%であり、47か国全体では0.0075%～0.0080%であるため、全体に占める申立件数は少ないといえよう。なお、1959年から2013年までの間で、フランスに対して、674件の事件で欧人権条約違反との判決がされている。

また、フランスについて閣僚委員会の執行監視を受けているものは、2012年12月末時点で64件（うち、42件が構造上の問題を含んでいると見なされている。）¹²、2013年12月末時点で50件（同27件）であるが、47か国の平均は、2012年12月末時点で236.1件（同30.4件）、2013年12月末時点で234.4件（31.8件）であるため、執行監視を受けている件数も少ないといえよう。

(2) フランスの裁判所制度の概要

ア 行政裁判所と司法裁判所

フランスにおいては、行政機構に属する行政裁判機関と司法機構に属する司法裁判機関が存在する¹³。

民事、商事、労働及び刑事に係る各訴訟は、まず、司法裁判所の第一審（小審裁判所、大審裁判所、そのほか特別裁判所）において審理され、大半の事件が控訴院に控訴でき、さらに、破毀院に上告することができる。破毀院は、司法裁判所の最上位に

⁹ 建石真公子「フランスの人権保障における人権条約の影響」（芹田健太郎ほか編『講座国際人権法 I 国際人権法と憲法』183頁）188頁

¹⁰ 建石真公子「フランスの人権保障における人権条約の影響」188頁

¹¹ *European Court of Human Rights-Annual Report 2013*。以下の統計についても、これによる。

¹² *Supervision of the Execution of Judgments and Decision of European Court of Human Rights 7th Annual Report of the Committee of Ministers*。以下の統計についても、これによる。

¹³ フランスの裁判制度については、中村義孝「フランスの裁判制度(1)」（立命館法学2011年1号1頁）及び中村「フランスの裁判制度(2)」（立命館法学2011年2号26頁）を参照

位置する裁判所である¹⁴。

個人と行政機関との間の紛争は、行政裁判機関が管轄し、司法裁判機関からは独立している。行政裁判機関の管轄に属する事件については、第一審は行政裁判所、特別行政裁判所であり、第2審は行政控訴院であり、最上位がコンセイユデタ（国務院）である。

司法裁判機関の管轄する事件及び行政裁判機関の管轄する事件のいずれにおいても、欧人権条約の適合性は問題となり得るため、フランス国内においては、欧人権条約の解釈適用につき、破毀院及びコンセイユデタの判断が拘束力のある判例となる。

イ 憲法院

憲法院については、第五共和制憲法により新設され、同憲法第7章に規定されている。憲法院は、違憲立法審査権を有しているが、従来の役割は事前審査制で、立法の過程において違憲審査ができるにとどまり、憲法院に付託することができる者も限られており、当初は、議会に対する監視の役割を期待されていたといえる¹⁵。

しかし、2008年7月23日、憲法が改正されたことによって、裁判所で係争中の具体的な事件の中で、当事者から憲法によって保障された権利・自由が法律によって侵害されていると主張され、一定の条件を満たし、裁判所が「合憲性優先問題」（Question prioritaire de constitutionnalité。以下「QPC」という。）として扱うと決定する（8日以内に決定する必要）と、破毀院又はコンセイユデタに事件が移送され、さらに、破毀院又はコンセイユデタは、3か月以内に憲法院への移送の可否を決定する（憲法61条の1、憲法院組織法律23条の1第1項、23条の2、23条の4、5）。審査に当たっては対審構造が取られ、憲法院は、付託されてから3か月以内に、合憲、留保付合憲、違憲のいずれかの判決を下すことになる（同法23条の10）。

¹⁴ 破毀院については、

https://www.courdecassation.fr/IMG/File/Cour_cassation_presentation_Japonais.pdf 参照

¹⁵ 植野妙実子「憲法院」163頁（植野編著『フランス憲法と統治構造』〔中央大学出版部、2011年9月〕153頁）

ウ 憲法ブロックと条約ブロック

フランス憲法には体系的な人権規定はないが、前文に「フランス人民は、1946年憲法前文で確認され補充された1789年宣言が定める人権及び国民主権の原理、さらに2004年環境憲章が定める権利と義務に対する愛着を、厳肅に宣言する。」、1946年憲法前文に「1789年の権利宣言によって確立された人及び市民の権利と自由、並びに共和国の諸法律によって承認された基本的諸原理を、厳肅に再確認する。」とあり、憲法院は、1971年7月16日、憲法前文に法的既判力を認めたため、憲法において人権が保障されていることになる。

フランスにおいては、憲法は条約よりも優位に立つものと解されている（憲法54条により、憲法院による批准前の条約に対する違憲審査の可能性が規定されている。）。憲法における人権と欧人権条約で規定される人権は、重なり合う部分が多いものの、憲法院は、1975年1月15日、判決において、条約の適用は違憲審査を定める憲法61条の枠内で行使する憲法院の違憲審査の権限には属さないとし判断し、憲法院は法律の欧人権条約適合性を判断しないとした¹⁶。

このため、人権規範として同様のものであっても、フランス国内においては、憲法適合性は憲法院（憲法ブロック）が、欧人権条約適合性については最終的に破毀院又はコンセイユデタ（条約ブロック）が、それぞれ判断することになる。

（3）調査の対象及び方法

前記第1の1(1)ウの内容を調査すべく、コンセイユデタ、破毀院、憲法院、司法省及び外務省において、それぞれインタビューによる調査を行った。

①コンセイユデタにおいては、ギヨマール評定官、②破毀院においては、ビュルゴー司法官、③憲法院においては、マエストラッチ委員、④司法省においては、オードウ・ルシェール司法官及びモンフォール司法官、⑤外務省においては、フェラル行政司法官にそれぞれインタビューを行うことができた。重ねて感謝を申し上げたい。

¹⁶ 詳細については、建石真公子「フランス2008年憲法改正後の違憲審査と条約適合性審査（一）—人権保障における憲法とヨーロッパ人権条約の規範の対立の逆説的な強化—」（法学志林第109巻3号1頁）16、17頁参照。

第2 調査結果

1 欧人権裁の影響について

(1) 政策に与える影響について

ア フランスにおいて欧人権裁の判断が大きな影響を与えた領域としては、刑事・刑事訴訟法の分野が挙げられる。例えば、従来、重罪院の判決には理由は不要であるとされていたが、欧人権裁は、2013年1月10日、*Agnelet v. France*において、これを欧人権条約6条（公正な裁判を受ける権利）に違反すると判断したため、重罪院の判決中の理由についての法改正がされた。フランスでは、2014年6月20日の改正により、刑事訴訟法典622-1条以下において、欧人権裁の判決によってフランス国内での有罪宣告が欧人権条約等に違反していることが判明したときは、再審理できることになったが、当該事件は、同規定に基づき再審理された（もっとも、結論となる刑期は変わらなかった。）。再審理の制度自体も、欧人権裁の影響によって創設されたといえよう。

そのほか国外退去等の外国人の人権や同性婚、非嫡出子などの問題で与える影響が大きいとのことであった¹⁷。

イ フランスは、欧人権裁の判決は全て執行しており（少なくとも執行すべく努力をしている。），これまで執行に必要な法改正等は全て行ってきていることであった。また、司法省としても、フランスの法律の中で、欧人権裁が示す基準に追いつけていないものがないかはチェックしているとのことであり、欧人権裁の判断を重視している様子がうかがえた。フランスが当事者となった訴訟にとどまらず、他の締結国が当事者となっている判例の蓄積についても把握する必要があるので、司法省においては、欧人権裁の判例を把握するための部署を置き、そこで判例をフォローして、法律作成部局へ情報提供・注意喚起をし、実際の改正の要否は、法律作成部局で検討するという体制を構築しているという。フランス政府としても、法律・制度の創設・改正に当

¹⁷ 例えば、非嫡出子と嫡出子の相続分の違いが第1議定書1条の財産権の保証に反しているとした*Mazurek v. France*を受けて、法改正がされている。

たり、欧人権裁の判断に適合するかについての検討をすることによって、訴訟になる以前の段階で、欧人権裁の判断に適合するよう正在していることがうかがえた。

ウ ただし、社会的にデリケートな問題に関する欧人権裁の判決も増えてきたことから、ここ数年は、一部の政治家等が公に欧人権裁の判決を批判するようなこともあり、そのような場合、執行も難しくなることであった。例えば、欧人権裁は、2014年6月26日の *Mennesson v. France* 及び *Labassee v. France* において、フランスが、代理出産により出生した子と生物学上の父との間に父子関係を認めなかつたことを、欧人権条約違反とした。この判決は、代理出産を禁止すること自体を欧人権違反としたのではなく、ただ子の不利益になつてはならないとしているのみであるが、判決の詳細な内容が広く理解されることが難しいとのことである。当該判決を執行できるよう努力している最中であるが、難しい状況にあるようであり、現在は、代理出産を合法としている国との間で二カ国間条約を締結し、フランス人に対する代理出産を禁止するようにすることで対応をしているとのことであった。そのほか、2014年10月2日の *Adefdromil v. France* 及び *Matelly v. France*（軍人が労働組合に加盟等することを包括的に禁止することが欧人権条約11条（結社集会の自由）に反するとしたもの）の執行も困難とのことである。なお、欧人権裁は、2014年7月1日の *S. A. S. v. France*（公共の場で顔を覆うベールをまとうことを禁止する法律が、欧人権条約8条の私生活の尊重、9条の思想良心・宗教の自由や14条の差別禁止に違反すると訴えられた。）において、欧人権条約に違反しないと判断したが、問題となつた法律は、フランスの両議会全会一致で可決したものであったため、仮に敗訴していたら、執行に非常に大きな困難が生じたことが想定されたとのことである。

現時点で、特段、法改正ができなかつたという事例はないとのことであるが、国会議員が法改正に反対する場合には、法改正が難しくなり、欧人権裁の判決の執行ができなくなる（実際に、困難な状況が生じたこともうかがえた。）ことから、外務省では、国会議員にも欧人権裁のことを理解してもらうような取り組みも検討しているとのことである。

(2) 裁判所に与える影響について

ア 条約ブロックについて

欧人権裁の判例は、破毀院及びコンセイユデタに対して拘束力を持つものではないが、両機関とも欧人権裁の判断は尊重しており、欧人権裁の判断と同様の判断をしてきているといえる。欧人権裁のフランスに対する判決を受けて判例が変更される場合にとどまらず、他の締結国に対する判決を受けて、自発的に欧人権裁と同様の判断する（例えば、捜査のために警察署に被疑者を留置する制度である警察留置の制度につき、欧人権裁の2008年11月27日の *Salduz v. Turkey* や2009年10月13日の *Dayanan v. Turkey* の判例を受けて、破毀院が自発的に判例を変更した。），又は判例を変更する（2005年、イギリスが当事者となった訴訟において、義理の娘との結婚が20年間続いたなどの事情から当該婚姻を無効としなかった欧人権裁の判断を受けて、同様のケースで婚姻を無効としないようにしたなど）こともある。このように、フランスの裁判所においては、欧人権裁の判例について、フランスに対する判断のみを検討しているのではなく、他の国に対する判断も含めて、一つの体系として把握・分析していることがうかがえ、欧人権裁の判例の蓄積が一つの法源として機能しているようである。

なお、欧人権裁の判例に拘束力はないが、国内裁判所には、欧人権条約の直接適用が義務づけられていることから、破毀院は下級裁に欧人権条約を守らせなければならないことになるとのことである。敗訴した判決の執行についても、破毀院やコンセイユデタの判例変更が執行のために必要になることもあり、裁判所が判例変更をするまで欧人権裁の判決を執行したことにならないといった事態も考えられる（ただし、この10年くらいは判例変更がされなかつたことはないという。）。ただし、欧人権裁において欧人権条約違反との判断がされた場合、通常、外務省は、関係機関に分析レポートを渡して、欧人権裁の判決に対してどのようなことをすべきかを伝えることになるが、三権分立の観点から、裁判所に対しては、どの点が欧人権条約違反とされたのかを伝えるのみであり、その後どのようにすべきかについては、裁判機関にゆだね

ているとのことであった。

欧人権裁の判決と同様の判断をする場合、かつては、「欧人権裁の判決に反しない」という程度の説示であったのが、最近は、「欧人権裁の判決によると」「欧人権裁に鑑みて」というようにより積極的な記載をするようになったが、これは文言だけの問題に限らず、考え方も欧人権裁のようになつたことを意味するという。これは「革命的なこと」であり、最近は、積極的に、欧人権裁の考え方を取り入れている様子がうかがえた。

イ 憲法ブロックについて

憲法院としては、欧人権条約の適合性を判断するものではなく、欧人権条約を守らることもしないとのことであった。同種の問題を判断するに際して、憲法院の判断内容が欧人権裁の判断と一致する必要はないとの立場と思われる。しかし、憲法院としては、欧人権条約が存在しないとはいえないため、欧人権裁の判決と矛盾しないような判断をする努力をしている、ないし、欧人権条約や欧人権裁の判断に気を遣っているとのことである。こうした立場は矛盾をはらむものようであるが、欧人権条約の適合性を憲法院が判断することになると、すべての条約の適合性を判断しないとならなくなるが、それは憲法院の役割ではないため、欧人権条約の適合性を判断することはできないとのことであった。そして、QPCが導入されたことから、憲法院が個別具体的な事件を判断するべき場面が増え、その判断内容が具体的となることから、欧人権裁の判断の内容と抵触することがないようにより欧人権裁の判断に配慮をすべき場面が増えるものと思われ、欧人権裁の判例調査の必要性も高まっているようである。

しかし、憲法院が最も重要視しているのは、憲法院の先例であり、憲法院の先例と欧人権裁の判例との間に矛盾が生じた場合、どちらを探るかを判断しなければならなくなるが、現時点において、このような矛盾によって判例が変更された例もなく、こうした矛盾が生じたこともないとのことであった。

もっとも、憲法院としても、欧人権裁の影響を受けており、理由中の言葉遣いをま

ねるなどしているとのことであり（ただし、前記アのように、「欧人権裁に鑑みて」という言葉は使用していない。），欧人権裁の判断が憲法院に与える影響は決して弱くないことがうかがえた。

（3）欧人権裁の判断を尊重する理由について

ア 前記(1)(2)によれば、フランスでは、各機関とも、欧人権裁の判断を尊重し、欧人権条約によって明確に義務づけられている範囲を超えて、欧人権裁の判断内容を実現しているものといえよう。そのように、欧人権裁の判断を尊重する理由としては、おおよそ、①法的安定性、②欧人権条約自体が三権を通して欧人権条約を国として守らせることを要求していること、③欧人権条約違反と判断された場合に起る国民からの批判、④政治的・外交上の配慮が挙げられた。①の法的安定性としては、欧人権裁の判断と異なる判断をすると、同じ紛争が繰り返されてしまい、妥当性の観点から問題になるという。②の欧人権条約自体の要求であるとの理由は、コンセイユデタや破毀院で特に挙げられていたものである。③国民からの批判や④政治・外交上の配慮については、後記イで具体的に記述する。

イ 政治・外交上の配慮について

前記1(1)アのとおり、欧人権裁の根拠は欧人権条約であり、欧人権裁は欧人権条約が締結国によって守られるために必要とされるものである（欧人権条約19条参照）。また、欧人権条約の締結は、欧州評議会に加盟するための必須の条件であるため、欧州評議会に加盟するには、欧人権裁の判断を受け入れることが必要になっているものと考えられる。

今回のインタビューにおいて、欧州評議会に加盟するメリットとして、①加盟国との間の交流を通じて、欧州評議会の価値観・道徳観を享受でき、国内の法律も改善されていくこと（欧人権裁の判断にとどまらず、欧州評議会は、加盟国が条約を作成する作業グループに参加したり、勧告の議論に参加したりしており、こうした活動を通じた交流も含まれるものと思われる。），②欧州評議会に加盟している47か国において、人権のスタンダードが形成されて方向性のそろった矛盾のない法制度

が保たれて協力関係が得やすくなること、③欧州評議会が議論の場となり、他の国際機関でまだ取り扱われていないような先進的な問題に取り組むことができること、④欧州評議会に加盟することはEU加盟の前提であることが挙げられた¹⁸。

こうした背景において、例えば、執行の場面においては、執行できなければ、閣僚委員会で議題に上り続けることになるなど、フランスにおいて、欧人権裁の判断を受け入れることが、外交上も重要であるといえよう。また、人権を守らない国とのレッテルが張られる心配もあるようであり、外交・政治上の理由から、欧人権裁を含む欧人権条約を受け入れることが重要になっている様子がうかがえた。

2 各機関の欧人権裁に対する評価

(1) 前記1(3)のように欧人権裁の判断を受け入れることに外交・政治上の理由があることがうかがえたとはいえ、フランス国内における欧人権裁に対する評価は、肯定的なものであった。具体的には、欧人権裁は存在自体に意義があり、欧州諸国の平和が保たれ、人権が守られるレベルが上がった、フランス人権宣言等によりフランスの人権保護は十分だと思われてきたが、足りない部分（例えば刑法や刑事訴訟法の分野）が欧人権裁の判決によって補われてきた、具体的・実効性のある救済ができる、といった評価を聞くことができた。

フランス国内の裁判所側としては、欧人権裁の判断は、補完的・補充的であると受け止めており、コンセイユデタや破毀院の上級裁判所になっているとは考えていないようであった。その理由としては、国内裁判所の判断に対する拘束力を持たないことや事件を差し戻すことができないことが挙げられていた。また、欧人権裁の判断も、国内裁判所が判断の裁量を逸脱するかどうかを見ていることも補充的であると考えられる理由の一つであるようである。欧人権裁は、①欧州評議会加盟47か国のコンセンサスと②各の国々の特殊性を検討しているとのことであり、欧人権裁の判断について、特段、批判的な意見は聞かれなかった。

¹⁸ そのほか、フランス特有の理由として、本部がストラスブルにあることによる経済効果も考えられるとのことであった。

また、欧人権裁の判決については、判決の理由が啓蒙的であり、根拠を示していく分析的であって、内容が濃いとして肯定的に受け止められており、また、反対意見¹⁹も載ることから、判断の本質が分かりやすいとして、判決の質についての評価も高いことがうかがわれた。

(2) 欧人権裁に対する批判・問題点としては、一般的に、①国内の法的主権がどちらにあるのかが不明である、②欧人権裁には5つの法廷があるが、だいたい決まった国の裁判官で構成されており、地域性が出てしまう、③当事者によっては欧人権裁を第四審とみて訴訟を延々と続ける者がいる、④一国一人の裁判官が選出されるシステムにおいては実質的に大国の代表が少なくなる、⑤裁判官の選出が政治的であり、自国を擁護するために送り込まれる、ということが挙げられ得ることであった²⁰。このような問題が提起されることはあるにしても、フランスにおいて、欧人権裁が各国の制度を理解していないとして欧人権裁の存在自体に批判的な人は少数派であるとのことであった。

3 欧人権裁の関係において、国内裁判所が果たす役割

(1) 欧人権裁と国内裁判所の対話について

ア 欧人権裁と国内裁判所の対話は、主に、①判決を通じた対話、②裁判官同士が意見交換等をする現実の交流による対話、③人事交流による対話に分けられる。

①の判決を通じた対話とは、国内の裁判所が、判決理由において、その判断過程を詳細に記載する、欧人権裁の判決を理解するといったことであるところ、欧人権裁との対話の中では、これが主たるものと位置づけられていることがうかがえた。そのため、コンセイユデタでは欧人権裁の判例を調査するための調査部を持ち、破壊院でも欧州課において欧人権裁の対フランスの判決を破壊院の裁判官に配信するなどしているとのことであった。また、コンセイユデタの考え方を欧人権裁が採用したと考えられるようなこともあったとのことであった。第16議定書についても、

¹⁹ フランスでは、評議の秘密の観点から、反対意見は載せないとのことである。

²⁰ 今回の調査のインタビューにおいて挙げられたものであるが、インタビュー先の機関自身がこのような問題を提起する立場に立っているということではなく、また、インタビューの回答者が個人的にこのような考えを探っているということではない。

批准されればより対話が促進されるとして、裁判所としては肯定的であることがうかがえた。なお、第16議定書の批准については、政府としても消極的というわけではない様子であった。

②裁判官同士の現実の交流については、公式、非公式に行われており、非公式シンポジウムの開催、フランスから選出された欧人権裁判事との交流、破壊院院長と欧人権裁所長との会見、司法年度開始式への参加等である。こうした意見交換では、フランスの司法制度の実情やまだ欧人権裁の判例がない分野について話題になることがあるとのことである。意見交換の機会は、フランスの司法制度について欧人権裁側に理解してもらう、判例がない分野につき欧人権裁がどのような考え方であるのかを伺う、国内裁判所が欧人権条約を遵守していることをアピールする、といった機会になっていることがうかがえた。

③人事交流については、コンセイユデタ、破壊院ともに、欧人権裁の書記局に職員を派遣しているとのことであった。欧人権裁側からフランスの裁判所への派遣もあるとのことであり、相互的に人事交流がされていることが分かる。

なお、憲法院においては、①前記1(2)イのとおり、欧人権裁の判決の言葉遣いをまねるようになったということであるし、②現実の裁判官同士の交流、例えば、欧人権裁所長と欧人権裁のフランスの判事が憲法院を訪問するといったことも行われているが、③人事交流はないとのことであった。

イ 現実の交流の意義と評価

現実の裁判官同士の交流は、かつてよりも頻繁になってきているとのことである。その理由としては、国内裁判所側の欧人権裁判例に対する理解が不足していると認識されたことに加え、フランスが当事者国となった際に、政府代表の主張立証の過程では重要な点が伝わりきらなかつたことがあったことから、相互理解のために頻繁になったとのことであった。

こうした現実の交流は、裁判所が独自に行っているものであって、司法省や外務省といった行政機関が関わることはないとのことであるが、行政機関としても、肯定的

に受け止めていることがうかがわれた。積極的に欧人権裁と交流の機会を持ち、国内の裁判所が自発的に欧人権裁との関係を築くことが、欧人権裁における訴訟という観点においても、国内裁判所の判断と欧人権裁の判断に齟齬がなくなるという観点においても、重要であるといえよう。

また、憲法院についても、QPCの導入により、より欧人権裁の判断に配慮をしなければならない場面が増えることから、交流の重要性が高まる可能性が示唆されたこともあった。

(2) 国内において裁判所が果たす役割について

ところで、フランスにおいては、欧人権裁の事件の当事者となった場合、外務省が欧人権裁にてフランスを代表することになる。その場合、外務省は、国内の関係省庁に協力を求める事になるが、裁判所機関も例外ではなく、一件記録の送付、判決内容の説明・解説をすることになる。なお、司法省は、破毀院や控訴院とともに訴訟準備を行うことだが、コンセイユデタに対する協力要請には関与していないとのことであった。

司法省から理由を問われることで、裁判所の独立性が害されるという考え方があった（もっとも、司法省がコメントを求めるのは、裁判部門ではなく、事務総局及び検事総局とのことである。）とのことで、司法省と破毀院の協力体制の構築には長い時間がかかったという。かつては、破毀院が全くコメントを付してこないような時期もあったようであるが、欧人権裁に当該判決の内容を理解してもらう必要があることから、ここ数年は、非常に内容の濃いコメントを付すようになったとのことである。ただし、司法省としても、説明・解説は任意でよいとしており、司法機関の自主性にゆだねることで、裁判所の独立を害さないように配慮しているという。

4 欧人権裁の影響力とその信用性が形成された理由（考察）

(1) 以上のとおり、欧人権裁の判断は、国内の政策及び裁判所の判断内容に大きな影響を与えるが、フランスにおいては、欧人権裁の判断は尊重され、また、その判断に対する評価は高く、欧人権裁で当事者となった訴訟の結論に従うのみではなく、より積極的に、判例の体系やその考え方・思考過程も自国の中に取り入れていっているといえる。一部

の判決については、執行が難しい事態が生じているようであるが、それについても、欧人権裁の存在意義や仕組み、判断内容等を啓蒙するようにするなどの対策が考えられているようであり、欧人権裁の判断に従うべきであるとの考え方方が広く受け入れられている様子がうかがえた。

裁判機関においても、欧人権裁の判例体系を一つの法源として受け入れているものといえる。欧人権条約の適合性を判断しない憲法院においても、欧人権裁の判断とは矛盾しないように気を遣っているとのことであり、欧人権裁の判断は、欧人権条約の枠組みを超えて、フランス国内の裁判所の判断に影響を与えていたといえよう。

(2) このように、欧人権裁の影響力と信頼性が醸成された理由としては、様々なものがあると思われるが、今回の調査結果からうかがえた中では、まずは、政治的・外交的な理由に着目したい。欧人権裁の判断に従わなければ、外交上のレッテルを貼られることもあるとのことであり、欧人権裁の判断を含む欧人権条約を受け入れることは、外交上も重要になっているものといえよう。

もっとも、外交上のプレッシャーのみから欧人権裁の判断に従っていると評価することはできない。欧人権裁の判断に対する評価が高いことは前記のとおりであり、その背景には、長い時間をかけて作り上げたヨーロッパの統合・協力体制があるように思われた。例えば、判決の執行について、閣僚委員会による監視の制度もあるが、欧州評議会には、判決の執行の監視のみを行うのではなく、より先端的な人権等の問題に取り組み、各国の協力体制を築きやすくするなどの役目もあるようであり、そのような背景があるからこそ、閣僚委員会による監視が実行力を持つことになると理解することができるよう思われる。

また、インタビューにおいて、EUや欧州評議会といったヨーロッパ統合のシステムが、それぞれの国が交渉を通して妥協して作り上げられているところがあるとの見解が述べられたことがあった。長い時間をかけて、ヨーロッパという一つの連合体を形成していく過程で、欧人権裁が判断で用いる、47か国のコンセンサスや各国の特殊性を受け入れることができるように意識を醸成しやすい背景があるよう思われた。実際に、前記第1の1(1)アのとおり、欧人権裁も、個人申立ての権利や欧人権裁の管轄など、少しづつ、その権

限と受入れが広がっていき、段階的に発展してきたものといえよう。

(3) また、裁判所機関が国際上及び国内で果たす役割も大きいように思われる。フランスとしては、自国の状況を欧人権裁に理解してもらうことが必要になってくると思われるが、欧人権裁と国内裁判所の対話がそのための重要な機会になっているようである。実際の意見交換を通じて、お互いの考え方方が分かるため、自国の立場をより効果的に伝えることができる機会になっていると思われる。また、判決理由についても、お互いに理解ができるように書くとのことであるが、これは、自国内の者だけを読み手としてとらえるのではなく、欧人権裁をも読み手としてとらえていることの表れであろう。欧人権裁としても、国内裁判所を意識した判決内容になっているとのことであり、お互いに思考過程を理解できるようにしていることと思われるが、このような関係は、欧人権裁の判断が信頼されるようになってきた理由の一つであるということができよう。こうした裁判所同士の対話には、政治部門は関与していないことから、裁判所機関としても自主的に取り組むことになるとと思われる。

なお、今回のインタビューでは、訴訟活動において裁判所が果たすべき役割についてもお話を伺うことができた。フランスでは、外務省が欧人権裁でフランスを代表するが、その場合、外務省が訴訟活動をできるように裁判所としても判決内容を説明・解説することであり、裁判所としての立場からすれば難しいこともあると思われ、こうした国内における協力体制を構築していくのにも時間がかかったとのことである。

欧人権裁の判断が大きな影響力を持つ一方で、信頼されるものとなっていることは、長い時間をかけて、欧人権裁との関係や国内における関係性を作り上げられてきたことによるものであるといえよう。

5 まとめ

フランスにおいて、欧人権裁の評価は高く、一般的にその判断は受け入れられているといえるが、その背景としては、欧人権条約に明記された制度以外にも、例えば、ヨーロッパという地域的な特殊性や裁判所同士の対話の重要性といったことがあるようと思われる。フランス国内における欧人権裁の受け止め方は、長い時間をかけて作られてきたものであ

るが、社会的にデリケートな問題に対する欧人権裁の判断が増えていく中で、フランスがどのようにその判断を受け入れていくのか、また、一部の批判にどのように対処をしていくのかについては、今後の問題になり得るところである。また、憲法院においても、QPCが導入されたことにより、ますます欧人権裁との関係が深くなることも想定できるところであり、今後も注視していく必要があると思われる。

以上